

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2021年4月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。

日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 医薬品を対象とする生産連動型優遇策（Production-Linked Incentives: 以下「PLI」）

インド政府は、国内製造を強化し、バリューチェーンにおいて多額の投資を呼び込むことを目的とした PLI に関する通知を行った。自立したインド（AtmaNirbhar Bharat）は、政府の最重要プログラムであり、効率的かつ公平で活発な製造業を構想する方針により、インドを自立した国家にすることを目的としている。その一環として、内閣は、PLI を承認した。これは、幅広いセクターを対象としており、国内メーカーに国際競争力をもたらすことや製造エコシステムの形成を目的としている。

PLI は、医薬品を対象として承認され、大規模な医療用電子機器製造等も対象として認められている。また、今後 5 年間で 1 兆 4,600 億ルピー（約 200 億 US ドル）の財政支出が承認されたことで、主要 10 セクターを対象に導入された。PLI により、インド国内メーカーの国際競争力及び輸出力が強化され、グローバルサプライチェーンにおいてインドが不可欠な国と位置付けられることが期待されている。医薬品を対象とした PLI に関する内閣の公表内容の概要は、以下のとおりである。

- PLI は、製薬業の発展を目指した包括的なスキームの一環となるもので、インド国内の製造能力を高めることを目的に承認された。製薬業への投資を増加させ、生産を強化し、また、製品の多様化に寄与して医薬品の価値を高めることで、その目的を達成するものである。
- PLI では、一定の基準を満たす選定された申請者を対象に、特定のカテゴリーに属する医薬品の売上増加分に対して報奨金が支払われる。

詳細については、以下を参照されたい。

[2020年6月10日付 Tax Alert「Production Linked Incentive \(PLI\) Scheme for Electronics and Pharmaceuticals」\(PDF\)](#)

2. IT ハードウェアを対象とする PLI

上述と同様の理由で、内閣は、IT ハードウェアも対象に PLI を承認していると 2021 年 2 月 24 日付のプレスリリースで公表している。およそ 735 億ルピー（約 10 億 US ドル）の支出を予定している。PLI の主な特徴は、以下のとおりである。

	基準	PLI 詳細
1	PLI 適用期間	4 年間
2	対象セグメント	ノートパソコン、タブレット端末、一体型 PC 及びサーバ
3	優遇策による受取額	売上純増加分の 4%～2%/1%
4	適用対象者	大手グローバル企業 5 社、インド国内の最大手企業 10 社
5	優遇策適用基準	<ul style="list-style-type: none">• インド国内で製造された製品に関連する売上• 特定の対象セグメントに該当する製品が対象• 売上増加分を計算する上で基準となる年：2019—2020 年• 基準を満たす企業のみ対象

3. 税務調査の実施、再調査及び罰金に関する手続の完了期限の延長

直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、1961年所得税法（Income-tax Act, 1961）に基づき、税務調査又はその実施、再調査及び罰金に関する手続の完了期限を延長する旨、2021年2月27日付の通達で公表している。当該通達の概要は、以下のとおりである。

	対象	現行の期間又は期日	CBDTの通達に基づいた延長後の期間又は期日
1	罰金通知の発行期限	2021年3月31日までの延長期限前	2021年6月30日
2	税務調査実施手続又は再調査手続の完了期限	2021年3月31日までの延長期限前	2021年4月30日
3	税務調査実施手続又は再調査手続の完了期限	（2018—2019年度の実施手続）2021年3月31日	2021年9月30日

4. 対価の支払いがないインド企業の株式譲渡でも譲渡益が課税対象となり、また、移転価格に係る規定が適用可能

事前裁定当局（Authority for Advance Rulings：以下「AAR」）のムンバイ裁判所は、株式の譲渡において対価の支払いがなかったとしても、移転価格に係る規定が適用され、独立企業間価格が算定され次第、（インド・スイス租税条約に基づき）株式譲渡益に対してインドで譲渡した側に納税義務が発生すると判断した。

納税者は、自身の特定のケースにおける事実への本裁定による影響について確認することはできるものの、事前裁定は、その取引における申請者と税務当局にのみ法的拘束力が生じ、他の納税者の場合に必ずしも当てはまらない可能性があることには留意されたい。

5. 租税条約の有益な恩恵に係る規定の適用に関する事前裁定では、租税回避とならないと判断

所得税法の（配当分配税に係る）第115-O条に基づく税負担を最小限にするという租税条約の有益な恩恵に関して納税者から提起された問題について、AARのデリー裁判所は、租税回避を目的とした取引として扱うことができないため、その適用は認められると判断した。

納税者は、自身の特定のケースにおける事実への本裁定による影響について確認することはできるものの、事前裁定は、その取引における申請者と税務当局にのみ法的拘束力が生じ、他の納税者の場合に必ずしも当てはまらない可能性があることには留意されたい。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

International Tax and M&A

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して"デロイトネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者や被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001